

## みなかみ町まちづくり協議会支援交付金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、みなかみ町まちづくり基本条例(平成20年みなかみ町条例第31号)第16条第2項の規定に基づき、まちづくりを支え合う自主的及び自立的なコミュニティの活動を支援するため、みなかみ町まちづくり協議会支援交付金(以下「交付金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付対象団体は、合併前の月夜野町、水上町及び新治村(以下「旧町村」という。)を単位とし、行政区等の各種団体の枠を越えた旧町村を代表する組織で、次に掲げるものとする。

- (1) 月夜野地区まちづくり協議会
- (2) 水上地区まちづくり協議会
- (3) 新治地区まちづくり協議会

2 前項に規定する協議会は、規約を設け、地域の課題解決と活力ある地域を実現するために地域の個性を活かしたまちづくりを実践する団体で、町長が認めたものでなければならない。

(交付金額)

第3条 交付金額は、予算の範囲内において、毎年度町長が定める額とする。

(対象事業)

第4条 交付金の対象となる事業は、協議会で承認された事業とする。ただし、次に掲げる事業は、対象外とする。

- (1) 行政区又は団体等が単独で行う既存事業
- (2) 単なる飲食を目的とした事業
- (3) 営利を目的とした事業
- (4) 宗教活動・政治活動・選挙活動に関わる事業

(対象経費)

第5条 交付金の対象となる経費は、前条の事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、対象外とする。

- (1) 行政区・老人会・子ども会等への運営補助金
- (2) 多額の研修旅費
- (3) 慰労的研修経費
- (4) 交際費
- (5) 慶弔費
- (6) 人件費・日当
- (7) 慰労的食糧費
- (8) その他町長が認めない経費

(交付申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする協議会は、まちづくり協議会支援交付金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

( 交付決定の通知 )

第7条 町長は、交付金の交付決定をしたときは、協議会に対し、まちづくり協議会支援交付金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

( 交付の条件 )

第8条 町長は、交付金を交付する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

( 交付請求 )

第9条 協議会は、第7条の規定により通知を受けたときは、町長に対し、まちづくり協議会支援交付金交付請求書(様式第3号)により、交付金を請求しなければならない。

( 実績報告 )

第10条 協議会は、毎年4月末日までに前年度の活動の実績をまちづくり協議会支援交付金実績報告書(様式第4号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 協議会は、実績報告により事業決算額が交付金額を下回る場合は、その差額を返還しなければならない。

( 実績報告の審査 )

第11条 前条第1項の規定により提出された書類の審査は、町長が行うものとする。

2 町長は、前項による審査をみなかみ町協働のまちづくり委員会に諮問することができる。

( 協力及び助言 )

第12条 町長は、協議会が行う活動に対し、協力及び助言することができる。

( 状況報告 )

第13条 町長は、必要があると認めるときは、協議会に対し、活動の遂行に関する報告を求めることができる。

( 是正のための措置 )

第14条 町長は、前条の規定により報告を求めた場合において、協議会の活動が第1条の趣旨又は第8条の規定により付した条件に違反していると認められるときは、協議会に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

( 交付金の返還 )

第15条 町長は、前条の規定により交付金の返還が生ずる場合は、期限を定めて交付金の返還を命ずることができる。

( 関係書類等の整理保管 )

第16条 協議会は、関係書類及び会計帳簿を整備し、交付金対象事業の完了年度から10年間保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成21年6月10日から施行する。

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所

協議会名

会 長 名

印

### まちづくり協議会支援交付金交付申請書

年度、みなかみ町まちづくり協議会支援交付金について、みなかみ町まちづくり協議会支援交付金交付規則第6条の規定により、下記のとおり交付申請します。

#### 記

1	交 付 金 の 名 称	みなかみ町まちづくり協議会支援交付金
2	交 付 申 請 額	円
3	事業費総額（予定）	円
3	着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
4	完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
5	添 付 書 類	協議会規約 構成員名簿

様式第2号（第7条関係）

（指令番号）

みなかみ町交指令第 号

住 所

協議会名

会 長 名 様

### まちづくり協議会支援交付金交付決定通知書

年度、みなかみ町まちづくり協議会支援交付金について、みなかみ町まちづくり協議会支援交付金交付規則第7条の規定により、下記のとおり交付決定します。

年 月 日

みなかみ町長



記

1	交付金の名称	みなかみ町まちづくり協議会支援交付金
2	交付決定額	円
3	条 件	速やかにまちづくり協議会支援交付金交付請求書を提出してください。 事業決算額が交付金額を下回る場合は、その差額を返還していただきます。 毎年4月末日までに前年度の活動の実績を報告してください。

年 月 日

みなかみ町長

様

住 所

協議会名

会 長 名



### まちづくり協議会支援交付金交付請求書

年 月 日付け、みなかみ町交指令第 号で交付金交付決定通知を受けましたので、みなかみ町まちづくり協議会支援交付金交付規則第9条の規定により、下記のとおり交付請求します。

#### 記

1	交付金の名称	みなかみ町まちづくり協議会支援交付金
2	交付決定額	円
3	前回までの受領額	円
4	交付請求額	円
5	添付書類	交付金交付決定通知書（写）
6	交付金振込先	金融機関名 口座番号 口座名義

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所

協議会名

会 長 名

印

### まちづくり協議会支援交付金実績報告書

年度、みなかみ町交指令第 号で交付決定のあったみなかみ町まちづくり協議会支援交付金について、事業が完了しましたので、みなかみ町まちづくり協議会支援交付金交付規則第10条第1項の規定により、実績を報告します。

#### 記

1	交付金の名称	みなかみ町まちづくり協議会支援交付金
2	事業決算額	円
3	交付決定額	円
4	交付金返還額	円
5	事業の概要	
6	着手年月日	年 月 日
7	完了年月日	年 月 日
8	添付書類	事業実績書 収支決算書 事業ごとに活動内容が分かる写真データ（CD） 事業評価調書